

# 準備は大丈夫ですか 無期転換ルールがはじまります！

## 改正労働契約法のポイントと 知っておきたい助成金制度

日時：平成 30 年 **3月26日(月)** 14:00～16:00

労働契約法は、労働契約に関する基本的なルールを規定した法律です。  
「労働契約法の一部を改正する法律」が平成 24 年 8 月 10 日公布され、有期労働契約について、労働契約法に3つのルールが規定されました。そのひとつ「無期転換ルール」がいよいよはじまります。  
無期転換ルールへの対応はお済みですか？ぜひ当セミナーで御社の状況をご確認ください。

講師 **神蔵絵利子** 氏

宮川労務管理事務所 社会保険労務士

会場：小田原箱根商工会議所  
第 1 会議室(地下)

小田原市城内 1-21

参加費：無料

定員：25名

(定員になり次第締め切ります)

早急に無期転換ルールへの対応が必要な事業所は…

- 雇用期間が定められた社員(パート・契約社員など名称は問いません。)を雇用している。
- 平成 25 年 4 月以降、長期間にわたり働いている雇用期間が定められた社員がいる。

内容 1. 改正労働契約法について

○無期転換ルールについて

○雇用契約トラブル事例と対策

2. キャリアアップ助成金等について

主催：小田原箱根商工会議所 中小企業相談部／雇用開発特別委員会  
共催：さがみ信用金庫

お申込み・お問合せ：小田原箱根商工会議所 (担当：松下・内田・露木)

TEL:0465-23-1811 FAX:0465-22-0877

下記申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください。

----- 切り取らずにFAXしてください -----

FAX 0465-22-0877

改正労働契約法のポイントと知っておきたい助成金制度 参加申込書

事業所名	T E L		
	F A X		
住 所			
参加者名		参加者名	

お申しいただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させていただきます。